

平成25年度の送配電部門の収支について

平成26年7月

 北陸電力株式会社

目 次

平成 2 5 年度の送配電部門の収支について . . . 1

【電気事業託送供給等収支計算規則第 4 条に基づく公表書類】

- ・ 第 1 表 部門共通費用帰属明細表 2
- ・ 第 2 表 社内取引明細表 3 ~ 4
- ・ 第 3 表 設備別費用明細表 5
- ・ 第 4 表 送配電部門収支計算書 6
- ・ 第 5 表 固定資産明細表 7 ~ 8
- ・ 第 6 表 共用固定資産帰属明細表 9
- ・ 第 7 表 超過利潤計算書 1 0
- ・ 第 8 表 超過利潤累積額管理表 1 1
- ・ 第 9 表 特定設備投資額明細表 1 2
- ・ 第 1 0 表 内部留保相当額管理表 1 3

【電気事業託送供給等収支計算規則第 3 条に基づく監査法人による証明書】^(注)

- ・ 独立した監査法人の検証報告書 1 4

(注)「独立した監査法人の検証報告書」は、第 1 表～第 6 表にかかる証明書であり、第 7 表～第 1 0 表にかかる証明書は、監査法人より「合意された手続実施結果報告書」の提出を受け、経済産業大臣に提出済です。

■平成25年度の送配電部門の収支について

平成25年度の送配電部門の収支について、電気事業法第24条の5及び電気事業託送供給等収支計算規則に基づき算定した結果、当期純利益は111億円、超過利潤額は16億円となりました。

これは、原子力停止に伴う厳しい経営環境に対処するため、修繕費をはじめとした経費全般の経営効率化に努めたことなどにより発生したものです。

発生した超過利潤につきましては、経年化対策など、今後増加が見込まれる流通設備への設備投資などに活用してまいります。

今後も安全最優先を大前提とし、効率的な設備保守・運用や調達への取組みにより、託送費用抑制の継続に努めてまいります。

○送配電部門収支

項 目	金額（億円）
営業損益	218
営業外損益	△51
特別損益	-
税引前当期純利益	167
法人税等	55
当期純利益	111

○超過利潤（又は欠損）

項 目	金額（億円）
当期純利益	111
事業報酬額 ①	148
追加事業報酬額 ②	-
財務費用（株式交付費、株式交付費償却、 社債発行費及び社債発行費償却を除く。）③	63
財務収益（預金利息を除く。）④	10
事業外損益 ⑤	2
特別損益 ⑥	-
その他調整額 ⑦	△3
超過利潤額（又は欠損額） （当期純利益-①-②+③-④-⑤-⑥-⑦）	16

※ 金額：億円未満の端数を切捨て表示。

<参考> 流通設備投資額（億円）

平成23年度	平成24年度	平成25年度
220	242	213

○電気事業託送供給等収支計算規則第4条に基づく公表書類

- ・第1表 部門共通費用帰属明細表
- ・第2表 社内取引明細表
- ・第3表 設備別費用明細表
- ・第4表 送配電部門収支計算書
- ・第5表 固定資産明細表
- ・第6表 共用固定資産帰属明細表
- ・第7表 超過利潤計算書
- ・第8表 超過利潤累積額管理表
- ・第9表 特定設備投資額明細表
- ・第10表 内部留保相当額管理表

○電気事業託送供給等収支計算規則第3条に基づく監査法人による証明書^(注)

- ・独立した監査法人の検証報告書

注)「独立した監査法人の検証報告書」は、第1表～第6表にかかる証明書であり、第7表～第10表にかかる証明書は、監査法人より「合意された手続実施結果報告書」の提出を受け、経済産業大臣に提出済です。

様式第1（第2条関係）

第1表

部門共通費用帰属明細表

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

（単位 百万円）

	発電費	送電費	変電費	配電費	販売費	合計
役員給与	168	55	41	106	81	453
給料手当	2,132	812	554	1,609	1,067	6,175
給料手当振替額（貸方）	△1	△0	△0	△0	△0	△2
退職給与金	205	67	50	129	99	551
厚生費	499	190	129	376	250	1,446
雑給	220	72	53	138	106	592
消耗品費	189	62	46	119	91	508
修繕費	216	104	57	256	369	1,004
補償費	1	2	0	1	0	5
賃借料	352	170	93	433	411	1,460
委託費	1,030	497	274	1,217	997	4,018
損害保険料	3	0	0	0	-	3
普及開発関係費	808	64	43	100	44	1,061
養成費	373	47	35	77	58	592
研究費	277	207	6	391	142	1,025
諸費	3,834	303	224	581	446	5,389
固定資産税	97	46	25	114	149	434
雑税	143	20	16	38	48	267
減価償却費	529	255	140	625	1,376	2,929
固定資産除却費	47	22	12	55	65	204
建設分担関連費振替額（貸方）	△2	-	-	-	-	△2
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	△2	△0	△0	△0	△0	△2
合計	11,128	3,002	1,806	6,373	5,807	28,118

（記載注意）

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

第2表

社内取引明細表

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

1. 社内取引収益及び費用明細表

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
託送収益等取引費用	10,686	基準託送供給料金相当額等取引収益	150,803
アンシラリーサービス取引費用	3,381	接続検討料相当額取引収益	7
振替損失調整額取引費用	45	変更賦課金相当額取引収益	-
過去の使用済燃料に係る費用等に相当する取引費用	1,499		
合計	15,614	合計	150,810

(記載注意)

必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項を脚注として記載すること。

2. 項目別明細表

(1) 基準託送供給料金相当額等取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
標準接続送電サービス料金相当額取引収益	131,655
時間帯別接続送電サービス料金相当額取引収益	9,314
臨時接続送電サービス料金相当額取引収益	119
予備送電サービス料金相当額取引収益	552
夜間最大電力発生時の割引相当額取引収益	Δ1,512
変動範囲内発電相当額取引収益	10,667
変動範囲外発電相当額取引収益	-
地帯間購入電源費取引収益	0
他社購入電源費取引収益	6
合計	150,803

(記載注意)

必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(2) 接続検討料相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
接続検討料相当額取引収益	7

(記載注意)

- 1 接続検討料に、事業者における送配電外部門から当年度中に接続検討依頼を受けた件数を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(3) 変更賦課金相当額取引収益

(単位 百万円)

種類及び名称	金額
変更賦課金相当額取引収益	-

(記載注意)

- 1 変更賦課金に、当年度の対象電力量を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、収益の算定根拠を脚注として記載すること。

(4) 託送収益等取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
負荷変動対応電力取引費用	10,670
地帯間販売電源料取引費用	3
他社販売電源料取引費用	12
近接性評価割引額取引費用	△0
合 計	10,686

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(5) アンシラリーサービス取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
接続供給託送収益対応分	0
基準託送供給料金相当額対応分	3,381
合 計	3,381

(記載注意)

- 1 託送供給約款の料金率等に含まれるアンシラリーサービスに係る費用相当の単価に、当年度の送電・高圧配電関連需要に係る販売電力量を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(6) 振替損失調整額取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
振替損失調整額取引費用	45

(記載注意)

- 1 託送供給約款の標準変動範囲内電力料金の料金率等に、当年度の振替損失電力量を乗じて算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

(7) 過去の使用済燃料に係る費用等に相当する取引費用

(単位 百万円)

種 類 及 び 名 称	金 額
接続供給託送収益対応分	0
基準託送供給料金相当額対応分	1,499
合 計	1,499

(記載注意)

- 1 特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要ごとに、託送供給約款の料金率等に含まれる過去の使用済燃料に係る費用等を適用して算定すること。
- 2 必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

設備別費用明細表

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

(単位 百万円)

	送電費	変電費	配電費	ネットワーク 給電費用	需要家費用	その他の費用	合計
役員給料	55	41	90	17	39		243
給料手当振替額(貸方)	4,326	3,151	6,967	1,343	3,051		18,840
退職給与金	Δ51	Δ63	Δ69	Δ1	Δ14		Δ200
厚生費	67	50	109	21	48		296
委託検針費	723	532	1,175	220	507		3,159
委託集金費	-	-	-	-	1,270		1,270
雑給費	-	-	-	-	194		194
雑消耗品費	202	104	294	48	118		768
修繕費	163	202	489	56	243		1,155
補償費	4,513	2,617	9,973	201	5,725		23,031
賃借料	1,062	1	593	0	0		1,657
託送料	466	199	2,276	108	94		3,145
事業者間精算費	759	-	1	-	-		760
委託費	111	-	-	-	-		111
損害保険料	933	3,728	2,757	511	2,329		10,260
普及開発関係費	0	6	2	-	-		8
養成交成費	64	43	84	-	15		208
研究費	47	35	65	13	24		186
諸費	207	6	332	44	93		683
固定資産税	502	277	663	165	651		2,260
雑税	1,922	1,087	2,196	76	243		5,525
減価償却費	26	36	40	11	213		328
固定資産除却費	11,392	6,911	6,447	911	769		26,432
共有設備費等分担額	1,521	811	841	30	95		3,301
共有設備費等分担額(貸方)	-	-	-	-	-		-
地帯間購入電源費(送配電部門が購入した電気の料金に限る。)	-	-	-	-	-	0	0
地帯間購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	-	-	-	-	-	5	5
他社購入電源費(託送供給に伴い購入した電気の料金に限る。)	-	-	-	-	-	6	6
他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	-	-	-	-	-	1	1
建設分担関連費振替額(貸方)	-	-	-	-	-		-
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	Δ0	Δ0	Δ0	Δ0	Δ0		Δ0
電源開発促進税						10,547	10,547
事業税						1,746	1,746
開発費						-	-
開発費償却						-	-
電力費振替勘定(貸方)						Δ0	Δ0
社内取引費用						15,614	15,614
合計	29,018	19,781	35,334	3,781	15,713	27,922	131,552

(記載注意)

必要に応じ、費用の算定根拠を脚注として記載すること。

送配電部門収支計算書

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

(単位 百万円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
営業費用	131,552	営業収益	153,393
送電費	29,018	地帯間販売電源料	3
変電費	19,781	地帯間販売送電料	156
配電費	35,334	他社販売電源料	13
地帯間購入電源費	0	他社販売送電料	-
地帯間購入送電費	5	託送収益	1,043
他社購入電源費	6	接続供給託送収益	40
他社購入送電費	1	(変動範囲内発電収益)	(2)
ネットワーク給電費用	3,781	(変動範囲外発電収益)	(0)
需要家費用	15,713	その他託送収益	1,002
電源開発促進税	10,547	事業者間精算収益	28
事業税	1,746	電気事業雑収益	1,201
開発費	-	遅収加算料金	136
開発費償却	-	社内取引収益	150,810
電力費振替勘定(貸方)	△0	(変動範囲内発電相当額取引収益)	(10,667)
社内取引費用	15,614	(変動範囲外発電相当額取引収益)	(-)
(負荷変動対応電力取引費用)	(10,670)		
営業利益(又は営業損失)	21,840		
営業外費用	6,674	営業外収益	1,536
財務費用	6,456	財務収益	1,107
(株式交付費)	(-)	(預金利息)	(42)
(株式交付費償却)	(-)		
(社債発行費)	(117)		
(社債発行費償却)	(-)		
事業外費用	218	事業外収益	428
特別損失	-	特別利益	-
税引前送配電部門当期純利益(又は税引前送配電部門当期純損失)	16,702		
法人税等	5,557		
送配電部門当期純利益(又は送配電部門当期純損失)	11,145		

(記載注意)

次に掲げる事項について、脚注として記載すること。

(1) 送配電部門収支計算書の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)

(2) 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額

(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)

(3) 必要に応じ、費用及び収益の算定根拠その他送配電部門の収支の状態を正確に判断するために必要な事項

固定資産明細表

平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで

(1) 電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

(単位 百万円)

区 分	期 首			残 高			期 中 増 減 額			期 末			残 高		
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額		帳簿原価 増減額	工事費負担金等 増減額	減価償却累計額 増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額			
送電設備	461,084	14,863	272,816	173,403	(173,402)	6,204	47	9,696	467,289	14,911	282,513	169,864	(169,863)		
土地	17,159	2,050	-	15,109	(15,108)	226	127	-	17,385	2,178	-	15,207	(15,207)		
建物	361	-	209	152	(152)	41	-	11	403	-	220	182	(182)		
構築物	365,381	8,945	228,923	127,513	(127,512)	4,792	△81	7,490	370,174	8,864	236,414	124,895	(124,894)		
機械装置	38,534	104	28,697	9,732	(9,732)	935	0	443	39,470	105	29,141	10,224	(10,224)		
備品	925	-	793	131	(131)	△11	-	△27	913	-	766	147	(147)		
リース資産	3	-	0	2	(2)	-	-	0	3	-	1	1	(1)		
資産除去債務 相当資産	-	-	-	-	(-)	-	-	-	-	-	-	-	(-)		
無形固定資産	38,718	3,763	14,192	20,761	(20,761)	220	△0	1,777	38,938	3,763	15,970	19,204	(19,204)		
変電設備	322,833	3,464	229,767	89,601	(89,601)	2,539	△5	3,968	325,372	3,459	233,735	88,177	(88,177)		
土地	27,473	2,460	-	25,013	(25,013)	△73	-	-	27,399	2,460	-	24,939	(24,939)		
建物	14,084	187	9,877	4,019	(4,019)	176	-	273	14,260	187	10,151	3,922	(3,922)		
構築物	-	-	-	-	(-)	-	-	-	-	-	-	-	(-)		
機械装置	279,931	817	218,951	60,162	(60,162)	2,432	△5	3,684	282,363	811	222,635	58,916	(58,916)		
備品	1,010	-	854	155	(155)	10	-	9	1,020	-	864	156	(156)		
リース資産	23	-	11	11	(11)	△5	-	△1	17	-	10	7	(7)		
資産除去債務 相当資産	-	-	-	-	(-)	-	-	-	-	-	-	-	(-)		
無形固定資産	309	-	71	237	(237)	△0	-	1	309	-	73	236	(236)		
配電設備	389,051	9,033	225,032	154,985	(154,982)	4,320	130	5,074	393,371	9,164	230,106	154,100	(154,098)		
土地	717	348	-	369	(369)	△1	-	-	716	348	-	367	(367)		
建物	1,054	-	462	591	(591)	8	-	50	1,063	-	513	550	(550)		
構築物	358,091	8,662	204,696	144,732	(144,730)	3,575	130	4,275	361,666	8,792	208,972	143,901	(143,899)		
機械装置	24,773	18	16,064	8,691	(8,691)	650	-	694	25,423	18	16,758	8,647	(8,647)		
備品	3,713	5	3,314	393	(393)	81	-	27	3,795	5	3,341	448	(448)		
リース資産	49	-	21	28	(28)	3	-	6	53	-	27	25	(25)		
資産除去債務 相当資産	-	-	-	-	(-)	-	-	-	-	-	-	-	(-)		
無形固定資産	651	0	473	177	(177)	2	-	20	653	0	493	159	(159)		
建設仮勘定	9,146	-	-	9,146	(9,146)	△415	-	-	8,731	-	-	8,731	(8,731)		
送電設備	6,090	-	-	6,090	(6,090)	△1,048	-	-	5,041	-	-	5,041	(5,041)		
変電設備	563	-	-	563	(563)	412	-	-	975	-	-	975	(975)		
配電設備	2,492	-	-	2,492	(2,492)	221	-	-	2,714	-	-	2,714	(2,714)		
合 計	1,182,116	27,362	727,616	427,137	(427,133)	12,649	172	18,739	1,194,765	27,534	746,356	420,874	(420,870)		

(注) 1. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は主として定率法による。

2. 主要件名別帳簿原価期中増減明細

(単位 百万円)

	期 中 増 加		期 中 減 少	
	件 名	金 額	件 名	金 額
送電設備	臨港三国線新設	738	能登系ループ光搬送撤去	123
	能美開閉所新設	549	入善系ループ光搬送撤去	122
	西日本新黒部支線新設	460		
変電設備	西武生変電所 全面改修	447	開発変電所 換地処分	241
	富南変電所 連系用変圧器増設	403	新小松変電所 連系用変圧器増設関連除却	214
	北金沢変電所 連系用変圧器増設	355		

- (記載注意)
- 帳簿価額の()内には、送配電部門の固定資産を内数として記載すること。なお、建設仮勘定については、送電設備、変電設備及び配電設備ごとの電気事業固定資産に占める送配電部門の固定資産の割合を用いて算定すること。
 - 期首残高の帳簿価額の()内には、この省令の規定により公表された最近の期末残高の()内の値を記載すること。
 - 次に掲げる事項について、脚注として記載すること。
 - 固定資産明細表の作成に関する会計方針(重要なものに限り、その採用が原則とされているものを除く。)
 - 会計方針の変更をしたときは、その旨及びその変更による増減額(ただし、変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又はその増減額の記載を要しない。)
 - 償却年数又は残存価額の変更(軽微なものを除く。)をしたときは、その旨
 - 送電設備及び変電設備に係る期中帳簿原価増減額のうち主たるものについては、主要件名別帳簿原価期中増減明細として期中増加額及び期中減少額
 - 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

(2) 電源線資産(再掲)

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高				期 中 増 減 額			期 末 残 高			
	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額	帳簿原価 増減額	工事費負担金等 増減額	減価償却累計額 増減額	帳簿原価	工事費 負担金等	減価償却 累計額	帳簿価額
送電設備	48,223	241	33,719	14,261	△53	-	869	48,169	241	34,589	13,338
変電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
配電設備	420	9	243	167	△15	△0	△6	405	9	237	158
建設仮勘定	503	-	-	503	△104	-	-	398	-	-	398
送電設備	500	-	-	500	△105	-	-	395	-	-	395
変電設備	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
配電設備	2	-	-	2	0	-	-	2	-	-	2
合 計	49,147	251	33,963	14,933	△174	△0	862	48,973	250	34,826	13,896

(記載注意)

- 1 建設仮勘定については、送電設備、変電設備及び配電設備ごとの送配電部門の固定資産（建設仮勘定を除く。）に占める当該設備の電源線資産の割合を用いて算定すること。
- 2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

第6表

共用固定資産帰属明細表

(1) 電気事業固定資産及び固定資産仮勘定

平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで

(単位 百万円)

	摘 要	帳 簿 価 額		帰 属 基 準
		期首残高	期末残高	
業務設備	送電費対応分	3,373	3,772	各部門業務用建物床面積比等
	変電費対応分	1,886	2,059	
	配電費対応分	7,383	8,406	
	ネットワーク給電費用対応分	5,136	4,657	
	需要家費用対応分	2,376	2,599	
建設仮勘定		328	567	
業務設備	送電費対応分	54	99	業務設備比 (送電費対応分～需要家費用対応分)
	変電費対応分	30	54	
	配電費対応分	120	221	
	ネットワーク給電費用対応分	83	122	
	需要家費用対応分	38	68	
合 計		20,485	22,062	

(記載注意)

- 1 期首残高の帳簿価額には、この省令の規定により公表された最近の期末残高の値を記載すること。
- 2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

(2) 業務設備に係る固定資産明細表

平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで

(単位 百万円)

区 分	期 首 残 高				期 中 増 減 額			期 末 残 高			
	帳簿原価	工事費負担金等	減価償却累計額	帳簿価額	帳簿原価増減額	工事費負担金等増減額	減価償却累計額増減額	帳簿原価	工事費負担金等	減価償却累計額	帳簿価額
業務設備	107,629	4,791	71,405	31,433	2,978	12	1,377	110,607	4,803	72,782	33,022
建設仮勘定	603	-	-	603	269	-	-	872	-	-	872
業務設備	603	-	-	603	269	-	-	872	-	-	872
合 計	108,232	4,791	71,405	32,036	3,247	12	1,377	111,480	4,803	72,782	33,895

(記載注意)

- 1 会計規則別表第2第6表(1)及び(4)の表と同様の内容を記載すること。
- 2 必要に応じ、資産の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

超過利潤計算書

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

(単位 百万円)

項 目	金 額
送配電部門当期純利益（又は送配電部門当期純損失）(①)	11,145
送配電部門の事業報酬額(②)	14,844
追加事業報酬額(③)	-
送配電部門の財務費用（株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却を除く。）(④)	6,338
送配電部門の財務収益（預金利息を除く。）(⑤)	1,065
送配電部門の事業外損益(⑥)	210
送配電部門の特別損益(⑦)	-
その他の調整額(⑬=⑧+⑨+⑩+⑪-⑫)	△330
料金収入比乖離額(⑧)	48
費用比乖離額(⑨)	91
変動範囲外発電料金取引損益(⑩)	0
振替供給に伴う補給電力料金取引損益(⑪)	0
法人税補正額(⑫)	471
当期超過利潤額（又は当期欠損額）(⑭=①-②-③+④-⑤-⑥-⑦-⑬)	1,693
うち想定原価と実績費用との乖離額	△565

(記載注意)

- 送配電部門の事業報酬額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に送配電部門電気事業報酬額として整理された額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 追加事業報酬額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に算定した額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 料金収入比乖離額は、1.及び2.により料金収入比を用いて送配電部門の収益及び費用に整理された額の合計額（以下この表において「料金収入比損益」という。）から、これらの額の整理の基礎としている料金収入比の代わりに基準接続供給料金収入比（電灯料（遅収加算料金を除く。））、電力料（遅収加算料金を除く。）及び託送収益（接続供給託送収益に限る。）の合計額に占める託送収益（基準接続供給収益（太陽光発電促進付加金を除く。）に限る。）及び3.(1)①イに整理された額の合計額の割合をいう。）を用いた場合の料金収入比損益の額を控除した額とすること。
- 費用比乖離額は、1.及び2.により費用比を用いて送配電部門の収益及び費用に整理された額の合計額（以下この表において「費用比損益」という。）から、これらの額の整理の基礎としている費用比の代わりに基準接続供給費用比（電気事業営業費用（事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を除く。）の合計額に占める2.及び3.に定めるところにより送配電部門の費用として整理された額（地帯間購入電源費、他社購入電源費、事業税、開発費、開発費償却、電力費振替勘定（貸方）及び託送収益等取引費用を除く。）の合計額の割合をいう。）を用いた場合の費用比損益の額を控除した額とすること。
- 変動範囲外発電料金取引損益は、変動範囲外発電収益及び変動範囲外発電相当額取引収益から、変動範囲外発電収益及び変動範囲外発電相当額取引収益に係る電力量に変動範囲内発電料金を乗じた額を控除して算定すること。
- 振替供給に伴う補給電力料金取引損益は、振替供給に伴い販売した電気の料金から、振替供給に伴い販売した電力量に変動範囲内発電料金を乗じた額を控除して算定すること。
- 法人税補正額は、送配電部門の財務収益（預金利息を除く。）、送配電部門の事業外損益、送配電部門の特別損益、料金収入比乖離額、費用比乖離額、変動範囲外発電料金取引損益及び振替供給に伴う補給電力料金取引損益に整理された額の合計額に法定実効税率を乗じて得た額とすること。
- 想定原価と実績費用の乖離額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理された送電・高圧配電関連原価の合計額に低圧配電費並びに低圧配電費に割り当てられる追加事業報酬、遅収加算料金、電気事業雑収益、預金利息、事業税及び電力費振替勘定（貸方）の額の合計額を原価算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。
- 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

超過利潤累積額管理表

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

(単位 百万円)

項 目	金 額	備 考
前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）（①） （うち前期乖離額累積額）（⑦）	6,914 (Δ7,830)	
当期超過利潤額（又は当期欠損額）（②） （うち想定原価と実績費用との乖離額）（⑧）	1,693 (Δ565)	
還元額（③）	-	
当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）（④=①+②-③） （うち当期乖離額累積額）（⑨=⑦+⑧）	8,608 (Δ8,396)	
一定水準額（⑤）	14,218	平均帳簿価額 430,860百万円 事業報酬率 3.3%
一定水準超過額（⑥=④-⑤）	-	

(記載注意)

- 1 前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）は、この省令の規定により公表された最近の当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 2 還元額は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に事業者が定めた額を原価算定期間の年数で除して得た額を基に算定すること。
- 3 当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）は、事業年度（開始の日を除く。）において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期超過利潤額（又は当期欠損額）に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 4 一定水準額は、送配電部門に係る固定資産（電源線に係るものを除く。）の期首と期末における帳簿価額を平均した額（以下この表において「平均帳簿価額」という。）に法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率（以下単に「事業報酬率」という。）を乗じて算定すること。
- 5 平均帳簿価額及び事業報酬率を、備考欄に記載すること。
- 6 一定水準超過額は、零を下回る場合にあっては零とすること。
- 7 前期乖離額累積額は、この省令の規定により公表された最近の当期乖離額累積額を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 8 当期乖離額累積額は、事業年度（開始の日を除く。）において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期乖離額累積額に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
- 9 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

特定設備投資額明細表

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

(単位 百万円)

名 称	区 間 又 は 場 所	当 期 投 資 額	投 資 累 積 額
中央幹線	城端開閉所から加賀変電所 (No. 4～No. 9)		
中央幹線	城端開閉所から加賀変電所 (No. 56～No. 63)		
敦賀火力	福井県敦賀市		
新富山	富山県射水市		
新福井	福井県坂井市		
東京中部間直流連系設備関連 (東京電力分) ①東京中部間直流幹線 (仮称) ②新信濃交直変換設備 (仮称) ③その他関連工事	①新信濃 (変) 交直変換設備 (仮称) ～ 中部電力東京中部間連系変換所 (仮称) ②長野県東筑摩郡朝日村		
東京中部間直流連系設備関連 (中部電力分) ①東京中部間連系変換所分岐線 (仮称) ②東京中部間連系変換所 (仮称) ③その他関連工事	①越美幹線～東京中部間連系変換所 (仮称) ②岐阜県高山市		
合 計		146	2,449

(注) 件名ごとの当期投資額および投資累積額については、今後の資材契約交渉を行うにあたり工事費低減の支障となる恐れがあることから、非開示としている。

(記載注意)

必要に応じ、設備の状態を正確に判断するために必要な事項を記載すること。

内部留保相当額管理表

平成25年4月1日から

平成26年3月31日まで

(単位 百万円)

項 目	金 額	備 考
前期内部留保相当額 (①)	4,612	
当期超過利潤額 (又は当期欠損額) (②)	1,693	
還元額 (③)	-	
変動範囲外発電料金取引損益 (④)	0	
振替供給に伴う補給電力料金取引損益 (⑤)	0	
当期特定設備投資額 (⑥)	146	
当期内部留保相当額 (⑦=①+②-③+④+⑤-⑥)	6,160	還元義務額残高なし

(記載注意)

- 1 前期内部留保相当額は、この省令の規定により公表された最近の当期内部留保相当額を記載すること。
- 2 還元義務額残高 (この省令の規定により公表された最近の還元義務額残高にこの省令の規定により公表された最近の一定水準超過額に一から効率化比率を控除して得た率を乗じて得た額を加えて得た額から、還元額を控除して得た額とする。) を、備考欄に記載すること。

注1 該当すべき項目がないときは、記載を省略することができる。

- 2 営業収益の額が千億円を超える事業者は、「(単位 千円)」を「(単位 百万円)」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。

独立した監査法人の検証報告書

平成26年7月24日

北陸電力株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

業務責任者 公認会計士

白羽 龍三 

業務責任者 公認会計士

西川 正房 

業務責任者 公認会計士

安田 康宏 

当監査法人は、「電気事業託送供給等収支計算規則」（平成18年 経済産業省令第2号）第3条の規定に基づき、北陸電力株式会社の第90期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の送配電部門収支計算書等、すなわち、送配電部門収支計算書、社内取引明細表、固定資産明細表、共用固定資産帰属明細表、設備別費用明細表及び部門共通費用帰属明細表について検証を行った。この送配電部門収支計算書等の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から送配電部門収支計算書等に対する結論を報告することにある。

なお、会社が行うすべての事業に係る収益及び費用並びに固定資産を送配電部門として整理する際に用いた基礎数値は、当監査法人が金融商品取引法に基づく監査を実施した第90期事業年度の財務諸表を作成する基礎となった会計帳簿に基づいている。

当監査法人は、業種別委員会報告第34号「一般電気事業者が作成する送配電部門収支計算書等に関する公認会計士等による証明書発行業務に係る実務指針」（平成21年5月19日日本公認会計士協会）に準拠して検証を行った。この実務指針は、当監査法人に送配電部門収支計算書等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。検証は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した収益、費用及び資産の配賦基準となる数値の検証も含め全体として送配電部門収支計算書等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、検証の結果として結論を報告するための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の送配電部門収支計算書等が、電気事業託送供給等収支計算規則第2条第1項に定める事業者に係る託送供給等収支配分基準及び同規則第2条第2項の規定により経済産業大臣に届け出た基準に基づき、北陸電力株式会社の第90期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の送配電部門に係る損益及び固定資産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務責任者との間には、公認会計士法の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以上